

# 平成29年度南富良野大乘会事業計画書（案）

## 1. 基本理念

職員は、すべての人々が手に手を取って助け合い、ともに生きる「大乘の心」を育てるとともに、ご利用者の希望・成長(自立)・幸せのために、地域における人々の和と輪を大切にしながら、限りない福祉の心の広がり求めていきます。

## 2. 基本方針

(社福)南富良野大乘会は、平成29年4月1日から社会福祉法の制度改正により、福祉サービスを取り巻く環境が大きく変容し、社会保障費の増加に伴う報酬単価の減額の見込みと慢性的な福祉人材不足など多くの難題に直面する中で、ご利用者の多様化や複雑化したニーズへの対応と人権を尊重した安心・安全なサービスの提供を行うとともに、社会福祉法人としての高い公益性及び非営利性の確保と地域に根ざした事業運営を進めることが求められています。

また、現在の社会全体を見てみると社会保障制度や介護保険制度、子育て支援制度などの見直しが行われ、公助による支援だけでは解決できない事例が増えているとともに、社会的孤立や生活困窮、格差の問題など新たな課題が生じ、コミュニティでの家族や職場、地域といったつながりの形が変化していることでは、諸問題の解決策が見えづらくなってきているということから、共助や互助の理念も含めて社会福祉法人の新たな取り組みが必要である現況を踏まえて、平成28年3月の改正社会福祉法が成立し、社会福祉法人の公益性・非営利性、国民に対する説明責任と地域に貢献する社会福祉法人の在り方、経営組織のガバナンスの強化及び財務規律の強化、透明性が制度改革で求められおきてますので、(社福)南富良野大乘会として本年度は、より具体的な事業体制整備を進めるとともに、地域社会において社会福祉法人に求められる役割を法人組織全体で認識し、より地域福祉向上の期待に応えられるよう法人変革を推進します。

つきましては、平成29年度に重点的に取り組む事項を以下の通りとします。

- (1) 4月1日より社会福祉法人制度改革が施行され、法人評議員は、4月1日から新評議員の就任と理事、監事においては、6月定時評議員会での新役員選任等の事務事業を踏まえて、新たな法人組織に再編ができるように所要の対応を進めます。
- (2) 法人事業においては、事業計画に沿った的確な管理の下で各種事業運営を推進するとともに、評議員、役職員が一体となった事業経営を図ります。  
また、福祉人材の確保や育成に関する事項は、役員並びに各事業所が綿密に連携を図るとともに役割分担に基づいた取り組みで対応いたします。
- (3) 介護・福祉人材の確保では、多様な人材が獲得できるように、求人情報会社の活用及び福祉関連学校等への訪問を行い協働と連携を通した中で人材の確保を図り、法人各事業所では、定着化の向上に努めるとともに、南富良野町及び南富良野社協と連携・情報交換をした中で、人材の確保に向けた調整を進めます。
- (4) 昨年8月31日に発生した水害の被害については、本年度も国庫補助金等の活用で甚大な被害を受けた事業所各所の整備を推進するとともに民間補助団体の助成金申請を行い、被災後の復興整備事業に努めます。
- (5) 介護保険制度の改正を受けて、待機者が激減した社会環境の変化を踏まえ、法人特別養護老人ホーム2カ所の適切な経営戦略を講じ、財政改善の向上を図る協議・検討を進めます。
- (6) 法人として各事業所においては、全職員に虐待の防止、苦情解決の制度、個人情報保護等の人権を擁護する意識の向上を一層に講じるべく各種の研修会等を開

催し、権利擁護の推進を進めます。

(7) 障がい分野及び介護分野では、少子・高齢化社会への対応として国は大幅な社会保障費の予算抑制を進めていることから、今後は報酬単価の低廉化が予想されます。安定した施設等の事業経営を推進するには、厳しい社会の環境変化と経済状況を鑑みて、効率的な予算執行と職員の配置及び入居率の向上検証を図り、待機者の営業活動を行い、改善策等を講じて健全な経営安定に努めます。

(8) 障がいを有する方も高齢者もその人らしく暮らせる日々の生活の質を保ち、また、その人の人生を潤いのある豊かなものとするために、法人職員は、専門的なケアと尊厳ある生活づくりを推進し、問題意識を常に持ちつつ適正なサービスの提供に努めます。

(9) 障害福祉サービス事業所なんぷ〜香房（B型）が創設10周年を迎えることから記念事業を法人、各事業所と家族会の協力を受けて実施をします。

### 3. 管理運営

#### (1) 役員、評議員

##### ① 理事・監事

- ・定数 理事6名、監事2名
- ・任期 平成29年定時評議委員会後から平成31年定時評議員会

##### ② 評議員

- ・定数 7名
- ・任期 平成29年4月1日から平成33年度定時評議員会（4年間）

#### (2) 理事会

- ① 第1回理事会（5月） 前年度事業報告、決算報告等の審議
  - ② 第2回理事会（6月） 役員の人事選任他
  - ③ 第3回理事会（9月） 事業の報告等
  - ④ 第4回理事会（12月） 事業の報告等
  - ⑤ 第5回理事会（3月） 補正予算、事業の報告等
  - ⑥ 第6回理事会（3月） 次年度事業計画（案）、新年度予算等の審議
- その他必要に応じて、随時開催します。

#### (3) 評議員会

- ① 第1回評議員会（6月定時） 前年度事業報告及び決算報告、役員選任等の審議
  - ② 第2回評議員会（12月） 事業の報告等
  - ③ 第3回評議員会（3月） 次年度事業計画（案）、新年度予算の審議他
- その他必要に応じて、随時開催します。

#### (4) 監査の実施

- ① 第1回監査（5月） 前年度の決算監査
- ② 第2回監査（9月） 4月から6月までの事業等の状況
- ③ 第3回監査（12月） 7月から10月までの事業等の状況
- ④ 第4回監査（2月） 11月から1月までの事業等の状況

#### (5) 評議員選任・解任委員会

##### ① 委員定数 3名

評議員の選任、解任等の必要状況に応じて開催します。

#### (6) 経営会議

- ① 毎月1回定時開催します。
  - ② 理事長及び各事業所管理者で構成し、法人・各事業所の事業運営状況を報告し、必要な協議・検討をします。
- (7) 運営会議
- ① 毎月1回定時開催します。
  - ② 各事業所管理者等で構成し、法人・各事業所の運営状況や課題を整理するとともに、法人全体の連携と情報共有を図り、課題事項の協議と検討をします。
- (8) 職員体制
- ① 各事業所間の連携を密にした効果的な職員配置と事業運営を進めます。
  - ② 職員の健康管理、福利厚生の実施に努め、適正な労働環境を確保します。
  - ③ 人事考課制度の活用で人事管理及び職員の育成研修を進めるとともに、キャリアパスとスキルアップの構築を図り、福祉・介護職員処遇改善に努めます。
- (9) 財務、会計管理
- ① 社会福祉法人会計基準の一部改正に基づき平成29年4月1日から会計処理等が適用されることから適正な財務執行を行うとともに、会計事務所の指導を受けて、各事業所の予算管理と効率的で効果的な支出管理を進めます。
  - ② 各事業所は、事業収入の確保に努めるとともに、経費の節減を図りつつ地域福祉の向上につながる公益的な事業の展開に努めます。
  - ③ 社会福祉法人制度改革に伴う社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直しを受け、法人職員の退職手当について見直しの措置を講じます。

#### 4. 役員等研修の実施

法人経営及び専門的な知識の向上と習得を図るため、先進施設等視察及び北海道社会福祉協議会などの研修会に参加します。

#### 5. 法人職員の確保と育成

福祉サービス事業は、適正な人材配置の確保と安定した職員体制を維持することで、法人職員は、高い資質と定着率の向上が進むことから、ご利用者へ安定したサービスの提供を図るうえで次の事業を進めます。

- (1) 南富良野町、南富良野町社会福祉協議会との情報交換、協力や連携を通して、福祉人材の担い手の確保に努めます。
- (2) 社会環境の変化に伴う雇用情勢を踏まえて、人事採用に関する学生への対応は各学校と情報交換を密にした求人活動に努めます。
- (3) 職員の継続的な雇用が図られるよう効率・効果的な業務を推進するとともに、労働条件や賃金体系の整備を検討します。
- (4) 正規職員への登用など柔軟な採用を図るとともに、多様な職員の採用を実施し人員の確保に努めます。
- (5) 人材育成や職員組織の活性化においては、事業所間で適材適所の人事異動を図ります。
- (6) 人事考課制度は、キャリアアップを構築するものであり、職制に応じた研修会を開催して、職員の能力開発や人材育成を図るとともに処遇改善加算の適用を図ります。
- (7) 計画的に内部研修や外部研修を行い、福祉サービスに携わる職員としての専門知識

や支援・介護技術の向上に努めます。

## 6. 法人の地域貢献事業について

改正社会福祉法では、社会福祉法人が、地域社会において公益的な福祉サービスの発展に寄与することが求められることになりました。このことを受けて、地域に貢献できる事業の取り組みを推進します。

## 7. 虐待防止について

- (1) 各事業所の虐待防止対策委員会は、常日頃より事業所内の検証を行い虐待防止に努めます。
- (2) 虐待防止法や虐待対応規程等に基づき、虐待防止責任者等を中心に議論を深め、困難事例においては、ケースカンファレンスを実施し、職員の統一した支援で適切なサービスを行います。
- (3) ご利用者の人権を守るための権利擁護に関する研修に積極的な参加を進めます。

## 8. 安全・衛生管理

サービスの質の向上に取り組むとともに、事故防止や感染症対策などのご利用者の安全確保とリスク対策に努めます。

- (1) ご利用者の事故等を未然に防止するとともに、事故発生時は適切な対応を行い再発防止における是正処置を図ります。
- (2) 施設内外の環境衛生に努め、ご利用者・ご家族・来訪者等のご理解・ご協力のもとに施設内感染や疾病発症の予防と職員に衛生教育を推進します。
- (3) 法人職員は、交通ルールを遵守した交通安全運転等の推進に努めます。

## 9. 災害対策の見直しについて

ご利用者が安心して生活ができるように心身の安全確保や各種災害に対応した、防災規程の見直しを南富良野町等と連携・協議をした上で、見直しを進めます。

また、各事業所においては、防災訓練や避難訓練を適宜実施し、緊急時に備えた防災体制の意識充実に努めるとともに必要な防災設備の整備に努めます。

## 10. 研究発表会の開催

ご利用者サービス支援の向上と事業所運営に関する実践研究発表会を開催し、職員個々の専門性と資質向上を図り、各事業所のサービスの向上に努めます。

## 11. 情報公開・開示について

法人経営の透明性を図るためにホームページ、SNS や広報誌を活用して、各施設の事業活動、財務状況等の情報を発信します。

- (1) 広報誌の発行について  
法人会報や各事業所の広報誌を定期的に発行して、ご利用者家族・地域・関係機関等に情報を発信します。
- (2) ホームページ等の活用について
  - ・事業内容や財務諸表等の情報を公開します。
  - ・人材確保に繋がる有効な媒体として効果的に求人情報を発信します。
- (3) SNS での情報発信について

各事業所のその他行事や活動を定期的に情報発信します。

## **1 2. 苦情の対応について**

安心・安全なサービスの提供において、ご利用者の立場になって業務内容や生活環境等の改善を図ります。

苦情の際には解決規程に基づき迅速な対応を行い、改善や見直しを速やかに図ります。

## **1 3. 個人情報保護について**

個人情報の取扱いは個人情報保護に関する法令を遵守して、適正に管理・保管いたします。

役員任期：平成28年11月1日～平成29年度定時評議員会

評議員任期：平成29年4月1日～平成33年度定時評議員会

